

区を相手方とする調停の申立てについて

1 事件名

道路位置確認請求調停事件

2 当事者

申立人 中野区民

相手方 中野区

3 事件の経過

令和7年(2025年)2月 7日 東京簡易裁判所に民事調停の申立て

25日 調停申立書送達

4 事案の概要

本件は、申立人が、同人が共有持分を有する土地に隣接する道路部分（以下「本件道路」という。）が建築基準法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道（以下「2項道路」という。）に該当する理由について、相手方に説明を求めてきたが納得のいく回答がなされなかったなどと主張し、本件道路が同条第2項の指定を受けた道路であることの根拠について説明を求めるものである。

5 申立ての趣旨及び理由

(1) 申立ての趣旨

申立人は、相手方に対し、本件道路について、建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路であることの根拠について説明を求める。

との調停を求める。

(2) 申立人が主張する申立ての理由の要旨

申立人は、相手方に対し、本件道路の2項道路の該当性について、長年にわたって説明を求めてきたが、当該回答は申立人には納得のいく説明ではなかった。そのため、本調停を通じて、本件道路が2項道路に当たる理由の説明を明確に求める。